

鳥取県東部広域行政管理組合消防局告示第1号

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第21号）第43条の2第1項の規定により、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件を次のとおり定める。

平成26年7月4日

鳥取県東部広域行政管理組合  
消防局長 村上義弘

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公園、河川敷、道路等の大規模な催しが開催可能な屋外の場所で開催される催しであること。
- (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

附 則

この告示は、平成26年7月31日から施行する。